

令和6年11月1日

東京都

知事 小池 百合子 殿

令和7年度 東京都予算編成における介護・障害政策に対する要望事項

一般社団法人全国介護事業者連盟

東京都支部 支部長 袴田 義輝

障害福祉事業部会 東京都支部 支部長 大畑 健

昨年度の東京都における介護政策につきましては、東京都のご理解とご尽力により、介護政策の課題解決に向けた多くの取り組みが実現しました事、心から御礼申し上げます。

東京都におきましては、全国に先駆けた進取的な取り組みも実施されておりますが、更なる充実や拡充が求められておりますので、社会情勢に則した諸問題の対策を含めて提言いたします。

また、弊社団体においては、介護保険制度とともに、持続可能な障害福祉制度の実現支援に向け、現場、利用者等の多角的視点による制度・政策提言・情報発信を行い、障害福祉事業者の資質と処遇向上、社会福祉の発展に寄与することを目的として、障害福祉事業部会も設立しており、本年2月に障害福祉事業部会東京都支部を立ち上げましたので、障害福祉分野におきましても併せて提言いたします。

————— 介護分野 —————

【継続的な要望事項】

◆「東京都介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業」に対する要望

介護職員の確保が難しくなるなか、その対策として東京都居住支援特別手当を創設いただき、誠にありがとうございます。

固定残業代を導入している介護事業者が当該事業を活用する際、「居住支援特別手当」が 割増賃金分の基礎として取り扱われてしまい、固定残業代の増額分が事業者負担となってしまうため、「居住支援特別手当」について、固定残業代の増額分を含む取り扱いとして戴きたく要望いたします。

詳細としては、「居住支援特別手当」を固定残業代の算定基礎に含める必要があるため、増加する固定残業代分支出が発生することとなり、本手当の利用により、経営が苦しくなる状況が発生しております。

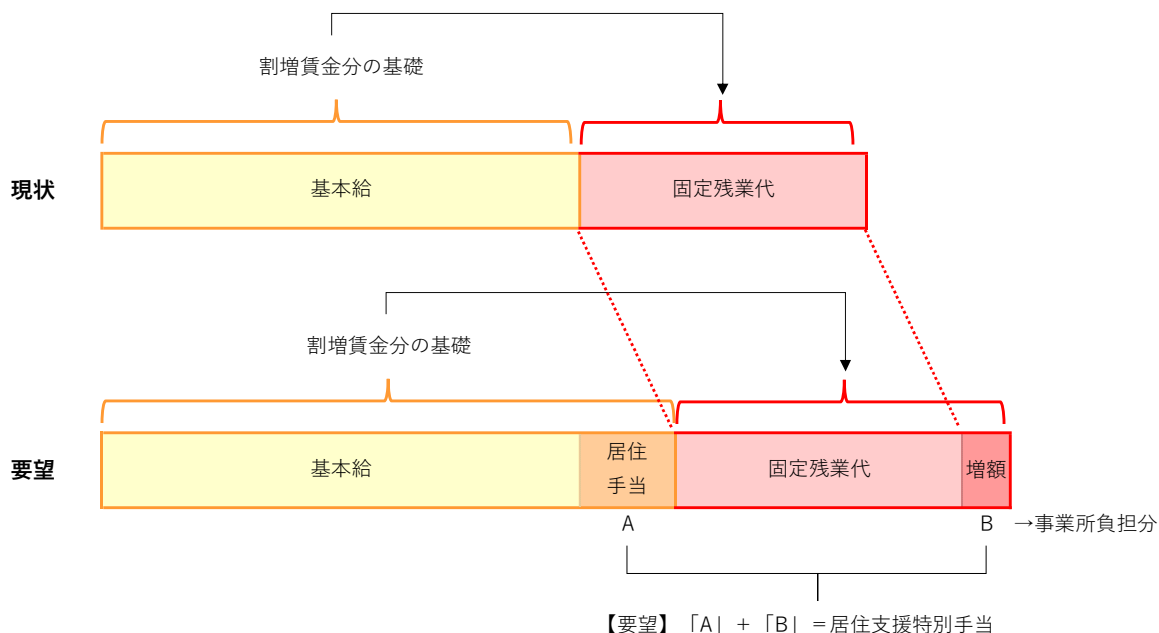
そのため、本手当の支給方法の要件緩和を下記の通り要望いたします。

- ① 本手当を職員に支給する際、手当と手当により増加する固定残業代の合計額により1万円の支給と

扱う事を可能とする

- ② 上記方法で支給した場合、給与明細へは居住支援特別手当として固定残業代部分を除いた金額を記載することを可能とする

※イメージ



【新たな要望事項】

◆訪問系サービスに関する人材採用・定着の支援

訪問介護・定期巡回・随時対応型訪問介護看護・夜間対応型訪問介護は、令和6年度介護報酬改定において、基本報酬単位が引き下げとなり、大変厳しい経営環境となっています。

東京商工リサーチによる最新調査では、介護事業者の倒産件数が、2024年1月～5月に72件と過去最大のペースとなっており、そのうち訪問介護が全体の47.2%を占めています。

また、訪問介護は、有効求人倍率が10倍以上となるなど、ヘルパー確保が他サービス以上に厳しい状況であります。政府は処遇改善加算の単位数を訪問介護は最大値とすることでヘルパー不足への手当とする方向性が示されていますが、処遇改善のみでヘルパー確保ができるわけではなく、労働環境の改善や定着支援に向けた取組みが不可欠であります。

地域の在宅サービスを支える要となる訪問系サービスに対する支援策として、人材採用や定着に向けた支援金の設定など、訪問介護等の事業継続に資する直接的な支援メニューの検討を、政府に先駆けて東京都より実行いただけることを切に要望いたします。

◆資本規模が小さい企業の生き残り戦略としての企業間連携について

介護サービスの安定的な供給のために、介護保険施策にも提示がある通り、資本規模が小さい企業等においては、企業間の連携・協業を積極的に進める必要性があります。

そのために有用なものとして、企業間のオンラインプラットフォームを構築し有効活用する事が必要不可欠であると思料いたします。

現在東京都として、推進されておられます、「人材活用に向けた介護事業所の協働促進事業」はこれを具現化するモデルであると思料します。

しかしながら、折角の素晴らしいシステムも公募制になっており、事業者への周知がなされておらず、応募受付から交付申請の提出締め切りが短いため、我々事業者としても使いづらいものとなっております。

本事業については、開かれたプラットフォームとして再構築し、人材のみに限らず、購買や利用者の募集、リモートワーク支援システムやオンライン会議機能などを含めたプラットフォームとして戴きますよう要望いたします。

これにより、資本規模が小さい企業・事業者等においても介護現場の生産性向上に繋がるものと期待します。必要に応じて当団体も再構築や各事業者への周知に向けた支援が可能かと存じます。

◆ケアマネジャーの更新研修に対する利便性の向上について

介護支援専門員法定研修受講料補助事業において、介護支援専門員の法定研修受講料の負担軽減に取り組む事業者に対し、負担の一部を補助いただき、誠にありがとうございます。

ケアマネジャー、ことに居宅介護支援のケアマネジャーは、ご利用者・ご家族から日々様々な相談を、時間に関わらず受けており、寸暇も惜しむ状況で仕事に従事し、非常に忙しい中で研修が義務付けられております。更新研修は大切なものではあると理解しつつも、そこに膨大な時間が割かれることへの疑問の声も少なくありません。現在は定められた日程で更新研修に参加することが出来なければ資格の更新が出来ない状況となっており、利用者の身体生命に関する対応を迫られている日や、自身の親族の冠婚葬祭などのスケジュールと研修が重複した場合でも参加しなければならない状況となっています。ケアマネジャーの更新研修に関して、オンライン研修を主軸とし、アーカイブ研修など日程の融通を利かすことが可能な仕組みを取り入れるなど、柔軟な対応を要望いたします。

◆生産性向上推進体制加算の取得に向けた支援

生産性向上推進体制加算における算定要件については、今後の介護の在り方において必要な取り組みであると理解している一方で、算定要件としてはかなりハードルが高い内容になっていると思料します。

特に運営・経営状況の厳しい資本規模の小さな事業者が取り組むとなれば、なおの事とであり、生産性向上推進体制加算の取得に向けた導入支援を要望いたします。

例えば、取得に向けたコンサルタント支援（補助）や、事務スタッフの補助、教育研修の機会の確保などが考えられます。

生産性の向上は在宅サービスにおいても同様となりますので、在宅サービス（多機能系を除く）にも同様のプラスとなる支援メニューをご検討いただきたく併せて要望いたします。

【継続的な要望事項】

◆「サービス管理責任者」及び「児童発達支援管理責任者」基礎・実践研修委託先の増加について

現在、主に公益財団法人総合健康推進財団にて上記を含む各研修事業が実施されていますが、いずれも年に1～2回程度の開催に留まっており、各事業所の職員採用またはキャリア状況に応じた受講タイミングの選択が限定的であり、且つ、申込多数が大半で、その場合、抽選となり外れた場合、翌年度に受講申込をせざるを得ず、基準人員を計画的に充足することもままならず、不安定な事業運営を余儀なくされます。従いまして、同研修事業の委託先のさらなる開放を要望致します。

また、当該基礎研修はすでにオンライン化されておりますが、実践研修及びその他介護福祉系の研修に関しましては、いずれも集合形式での開催となっておりますので、同研修に於きましてもオンライン化を実現して頂くよう合わせて要望致します。

【新たな要望事項】

◆就労継続支援A型事業に対する経営支援

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、就労継続支援A型事業所はスコア方式の見直しが行われ、生産活動を行うことの出来ない事業所の経営環境は大変厳しくなっております。

2024年3月～7月に全国の就労継続支援A型事業所が329か所閉鎖となり、約5000人の障害者が解雇や退職となっております。自立支援の観点や経営改善がなされない事業者の退場など、適正な障害福祉事業の運営・経営には必要な事と理解しておりますが、あまりに急激な変化が生じており、激変緩和措置が必要であると思料しています。就労継続支援A型事業所で閉鎖を検討している事業所や、雇用されている障害者の相談窓口を設置戴くとともに、生産活動の確保に向けた支援策を講じて戴くことを要望いたします。

◆「都型放課後等デイサービス事業」と「医療的ケア児及び重症心身障害児の放課後等支援事業」の併用申請の規制緩和について

「都型放課後等デイサービス事業」は児童指導員等の配置に対する補助、「医療的ケア児及び重症心身障害児の放課後等デイサービス支援事業」は看護師等の配置に対する補助となっており、それぞれの事業の趣旨が異なっているにもかかわらず、同事業の併用申請が認められていないため、併用申請ができるよう追加予算を計上して頂くとともに、併用申請ができるよう、規制緩和を要望いたします。

以上

東京都知事 小池百合子 様

住所 東京都新宿区神楽河岸1番1号

法人名 公益社団法人東京都身体障害者団体連合会

代表者 三宅 裕

令和7年度予算等要望について

要	望	事	項
要望一 9月23日は「手話言語の国際デー」です。この日は世界中で手話の普及とろう者の権利を祝う記念日として制定されています。それに伴い、毎年9月23日に東京スカイツリーの「ブルーライティング点灯」に協力いただくなど、より広く手話言語のアピールをお願いします。 理由 この記念日は、手話言語が音声言語と対等であることを認め、ろう者の人権が完全に保障されるよう、国連加盟国が社会全体で手話言語についての意識を高めるための手段を講じることを促進するために制定されました。訪れる人々に感動と美を提供することにより、手話の重要性とろう者の権利を広め、共感を呼び起こすために、東京スカイツリーの「ブルーライティング点灯」は非常に有効な手段と考えます。(墨田区) 本年の9月23日都庁、都民ホール、都民広場で「手話言語の国際デー&デフリンピック応援Day」のイベントを開催され、また、江戸川区の船堀タワーでは、既にブルーライティング点灯を実施されている中、東京スカイツリーのライトアップに協力いただくなど、より広く手話言語のアピールをお願いします。			
要望二 車イス装具の判定を療育センターなどでもできるようにしていただきたい 理由 本所の飯田橋セントラルプラザビルの他に車イスの判定所は、別館(秩父屋ビル)になっていますが、千代田区麴町のこの場所は地下鉄からも道路にアップダウンがあり、車イス当事者も、介助をする人も利用者には不便です。駐車場もホテルルポール麴町の地下2階と秩父屋ビルからは離れており、重度心身障害者及び介護者、家族の負担を軽減していただきたくご考慮願います。(墨田区) 都では、車イス装具の判定や別館利用者に送迎などの準備、用意をされていると聞きましたが、残念ながら周知徹底がなされていないために、このような要望がでたと思われます。是非、周知の仕方をご考慮いただければと存じます。			
要望三 身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介護犬)に対する治療費、医療費について 理由 東京都では、身体障害者補助犬給付事業で、令和4年度給付実績は、盲			

導犬8頭、介助犬1頭となっており、引き続き実施頂いてはありますが、治療費、医療費に関しては、獣医師会は、昨年度で補助をやめており、東京都で、是非ともご検討賜りたく何卒よろしくお願い申し上げます。(町田市)

補助犬などの治療費、医療費は本人負担ということを聞いておりますが、獣医師会の補助がなくなり、治療費なども高額になっていることもあり、是非、都からの補助をご検討いただきたいと存じます。

要望四 障害者の移送にかかる国土交通省や自治体支援の配車の充実、並びに一般タクシーの利用料金の補助について

理由 障害者(特に肢体)は、外出時に困難を伴い、コロナ禍による虚弱化及び高齢化の一層の進行により、介助を必要とする者も多い。福祉タクシーを利用する者も多い中、突然、運転手不足の為、移送業務の終了(令和7年3月末)、日曜日業務の中止(令和6年3月末)の通知を受け、日常生活及び会の活動にも深刻な影響を受けている。運転免許証返納者も多く、止むを得ず一般タクシーを利用するも、送迎料も高くなり、利用回数も多くなると運賃負担も高額になる為、おのずと外出を控えるようになる。心身に影響を及ぼすことになるので、費用の削減をご検討願います。(小金井市)

物流・運送業界の2024年問題は、バス、タクシーといった公共交通分野やトラック物流業界などの働き方に関連する問題ですが、このように障害当事者にも問題が出てきております。物価高にもなっておりますので、早急に何か良い解決策のご検討をご考慮いただければと思います。

要望五 介護保険による支援内容の拡大、及び自費負担額の削減について

理由 小金井市の会の行事に参加する場合、介護支援内容に該当しないが、役員会など一部は自宅からの出発時、帰宅時のみ車への移送時の介助が認められています。でも、移送中、行事の参加中、会場での到着時、出発時は、対応不可。リハビリ事業の吹き矢なども認められていません。介護が必要な時は自己負担で高額になります。

介護保険サービスを自宅での日常生活支援や身体の回復に、予防などで使い切っている場合もあります。文化的活動や交流、外出も生活に必要なだと思われれます。

ご検討賜りたく何卒よろしくお願い申し上げます。(小金井市)

以上の内容は介護支援を必要とされる方の細やかな困りごとですが、そのために生活が困窮したり、小さな楽しみが奪われたりしている現状です。

当事者でなければ気にも止まらないことかもしれませんが「被保険者が問題なく介護サービスの恩恵を受けられる仕組みを」小さな望みもくみっていただき、更に充実したものとしていただきたいと思います。